原判決を破棄する。

被告人を懲役一年六月に処する。

原審における未決勾留日数中十日を右本刑に算入する。

押収にかかる偽造勝馬投票券一枚(昭和三三年押第五七九号ノ九)はこ れを没収する。

訴訟費用は全部被告人の負担とする。

玾 由

本件控訴の趣意は弁護人中島武雄提出の控訴趣意書記載のとおりであるからここ にこれを引用する。これに対する当裁判所の判断は左のとおりである。

控訴趣意第一点について、

所論は原判決が被告人は判示連勝式勝馬投票券(当り馬券)を偽造したものと認 定したのは判決に理由を付さない違法があるかまたは事実を誤認したものであると 主張する。

よつて本件記録並びに当審における事実の取調の結果に徴すると原判決は被告人 が判示横浜市主催昭和三十二年第四回地方競馬第六日目第九レースの連勝式勝馬投 票券の的中番号が「32」であることが判明するや予め用意してきた連勝式勝馬投 票券千円券類似の用紙に所携のハサミ、セルロイド板、馬券押機等を使用して「6 0932」と穿孔して横浜市の発行すべき連勝式勝馬投票券(通称当り馬券)一枚 を偽造したものと認定したものである。そして本件記録によれば被告人が右馬投票券を所持しており、これが偽造にかかるものであつたこと、被告人が当り馬券を偽造するための用具と認められるハサミ、セルロイド板、馬券押機等を所持していたことは明らかであり、且つ被告人が右偽造馬券並びに用具を所持するに至った点に 関する被告人の供述は首肯し難いものがあるが、原審証人Aの供述によれば右B競 馬においてはレース終了後間もなく競走馬の通過順の発表があり次いでその確定発 払戻金の発表が行われるが通常、通過順の発表から確定発表までは一 の間であり、当日被告人が前記偽造勝馬投票券をAに提出したのは右確定発表の直 後であり、その発表前既に被告人は同人の所に来ていたことが認められるのであ しかして右偽造勝馬投票券には前記のように「60932」の穿孔がされていであつて「32」の二数字のみでも二十三の孔が打ち抜かれているのであるか るのであつて 右のような短い時間内に競馬場内で判示の用具を用いて多数の孔を打ち抜き当 り馬券を偽造することは困難であると認められるのみならず当審における検証の結 果によればB競馬場開催日の場内は著しく混雑しており、人目も多く、各レース後 通過順の発表(未確定発表)と確定発表との間は極めて短時間であることが認めら れるので、被告人が判示のようにレース終了後確定発表までの間に人目に触れない 所で判示のような用具を用いて勝馬投票券類似の用紙に多数の孔をうち抜き判示のような当り馬券を偽造したと云う事実は原判決挙示の証拠を総合するもその証明が十分であるとは認められない。ただ被告人が判示のAに提出した勝馬投票券が真正 に作成されたものでないことを知つていたことは被告人の検察官に対する供述調書 に徴してもこれを認めうるところであるから、右偽造の勝馬投票券を行使したとの 限度において犯罪の証明は十分であり被告人がその責を負うことは勿論である。故 に論旨は理由がある。

同第二点について、 所論は原判決が判示詐欺罪を認定したことは事実誤認の違法があると主張するものである。しかし所論Aの誕言によれば同人は被告人の提出した勝馬投票券の通し 番号が三千台であり前のレースの投票券の通し番号が六千台であつたことから右勝 馬投票券の真否について聊か疑念を抱いたことは認められるが、通し番号の順位が 逆になることもありえないことではなくその他用紙形式、レース番号、 は全く真正なものと見分けがつかなかつた為、被告人の提出した勝馬票券を正当な ものとして払戻金額より手数料を差し引いた判示金を交付したことが認められるか ら右は被告人が右勝再投票券を真正なものの如く装い提出した敷岡行為によつて交付されたもので詐欺罪を構成することは明らかである。故にこの点に関する原判決 の認定は相当であつて論旨は理由がない。

同第三点及び第四点について、

論旨第三点は原判決がメモ用紙を没収した点について判決に理由を付さない違法 があると主張し、第四点は原判決の量刑不当を主張するものである。しかし当裁判 所は前記のように勝馬投票券偽造の点についてはその証明がないものと認めるので 所論メモ用紙については没収の言渡をしないのであるから第三点に対する判断は不 要に帰するものであり、既に事実誤認の論旨(第一点)を容れ原判決を破棄し後記のように自判するものであるから論旨第四点に関する判断もこれを省略する。

次に職権により原判決の法令適用の当否につき検討すると、原判決は判示勝馬投票券を刑法第百五十五条第〈要旨〉三項所定の公文書に該当するものとして法令を利用しているのであるが、本件勝馬投票券はその性質用途目的〈/要旨〉に鑑みこれ有所定の発行すべき公文書と認めるよりは刑法第百六十三条所定の有価証券にあたるものと解するを相当とする。即ち右各本条にいわゆる有価証券のは有財を必要とするものであつて、その証券が取引上流通性を有するとは必ずしも知法を問わないものと解すべきであり(昭和三二年七月二五日第一小法廷判決、に設当するものと解すべきであり、本件勝馬投票券はこれに該当するものとおいてある。故にこの点においてある。故にこの申立に基き、右勝馬投票券を刑法第百六十二条にいわゆる有価証券に該るものとして処断すべきものと解する。故にこのおいても原判決を破棄すべきものである。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 坂井改造 判事 山本長次 判事 荒川省三)